

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月27日から38年2月1日まで

私は、A社で正社員として昭和37年7月から38年2月ごろまで勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録は1か月のみとなっている。

A社では、ずっと配達の仕事をしており、給与額は変わっていない。また、同社を退職した後に失業手当を受給したので、同社で半年以上は勤務していたはずである。

申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年7月27日から、少なくとも38年1月31日までの期間、A社において勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、37年8月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社で申立人と同じ配達の仕事をしていた同僚は、「申立人が同社で働いていたのが1か月だけということはない。」と供述している上、申立人は「同社で昭和37年末ごろに冬の賞与が支給された時、事業主から、取引先であるB社が倒産しなければ賞与額をもう少し多く支給できたと言われた。」と主張しているところ、オンライン記録によりB社は、同年12月24日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社で私より先に退職した同僚は一人だけであった。」と主張しているところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのは、オンライン記録から昭和37年12月31日に資格喪失している当該同僚一人のみであることが確認できる。

これら申立人の事実経過の主張に具体性があり、かつ、A社と取引のあった事業所が適用事業所に該当しなくなった時期及び同僚の資格喪失に係るオンライン記録とも符合し、信憑^{びよう}性も認められるところ、申立人の退職時期については、申立人が「年が明けて、昭和38年に入ると仕事が暇になり、居づらくなって退職した。」と主張していることから判断すると、同年1月31日までと認めることができる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、同社の従業員は事業主とその妻を含めて9人であったことが確認できるところ、申立人が主張する申立期間当時における同社の従業員数と厚生年金保険の被保険者数は、おおむね一致することから判断すると、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられ、かつ、申立人は、「入社してから退職するまで配達の仕事をしており、給与の手取額も変わらなかった。」と主張していることから、厚生年金保険料の控除が申立期間も継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年7月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は亡くなっている上、現在の事業主も不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月4日から22年11月1日まで

私は、昭和18年3月28日にA社B工場に入社し、農繁期などには一時的に休職したが、22年10月末までは同社に継続して勤務し、23年1月ごろ、給料担当者から未払いの賃金を受け取った際に、「今までは社会保険を掛けている。」旨の話を聞いたことを覚えている。

その後、平成6年に社会保険事務所において、A社B工場における厚生年金保険被保険者期間を年金として受給するための請求手続を行った際に、担当者が、「退職日は昭和22年10月末ではないのか。」と助言してくれたが、持参していた手帳の記載により、勘違いをして21年5月4日で構わないと回答したため、本来の資格喪失日と異なる日付にされている。

しかし、当時のメモなどを見ると、やはり昭和22年10月までは厚生年金保険に加入していたと思うので、改めて調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「実家に帰省していた昭和23年1月ごろ、A社B工場の職員が、私に未払い分の給与を渡すために訪れた際に、『今までは社会保険を掛けているが、退職する意向であれば手続を行う。』と言われ、退職に関する手続を依頼した。」と主張しており、当該職員が持参した未払い分の給与額について、申立人が記憶している金額は、申立期間当時の同社B工場における同年代の同僚の標準的な給与額と比較しても妥当である上、終戦後、同社B工

場の事業内容が、軍服の製造から学生服の製造に変更されたことを覚えていること、及び先に退職した同郷の同僚に未払い賃金を渡すために帰郷したことなどの説明は、具体性があり、申立人の記憶は信憑^{びよう}するに足るものと判断できることから、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務していたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年5月4日に同資格を喪失した記録となっているにもかかわらず、現存するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録が記載されていないことについて、年金事務所は、「当該被保険者名簿は、23年7月16日に書き換えられたものであり、同日以前に資格喪失している者は申立人を含めて記載されておらず、また、理由は不明であるが、当該被保険者名簿以外に同社B工場に係る同被保険者名簿の存在は確認できない。」と回答している上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳について、日本年金機構は、二度の照会に対しいずれも「申立人に係る同台帳は検出できない。」と回答している。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人は、昭和19年10月1日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるものの、生年月日は誤って記載されており、オンライン記録においても、平成6年4月22日に訂正されるまで、当該手帳記号番号払出簿に記載されている誤った生年月日が収録されていたことが確認できる。さらに、当該手帳記号番号払出簿は、様式からすると昭和49年以降に作成されたものと考えられるところ、前述の書換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者は、当該手帳記号番号払出簿において健康保険整理番号が記載されているが、申立人を含めて当該被保険者名簿に記載されていない者は、当該手帳記号番号払出簿において同整理番号が記載されていない上、申立人のオンライン記録にも同整理番号が収録されていないことから、当該手帳記号番号払出簿が作成された時点では、既に申立人の被保険者記録が記載された書換え前の同被保険者名簿は消失しており、厚生年金保険被保険者台帳の存在も確認できないため、当該手帳記号番号払出簿がいかなる資料に基づいて作成されたものかは不明であるものの、オンライン記録は、当該手帳記号番号払出簿に基づいて収録されたものとするのが自然である。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿は、資格喪失日の記載を要しない様式であるため、申立人のA社B工場での資格喪失日は記載されていないにもかかわらず、オンライン記録には資格喪失日が昭和21年5月4日と収録されていることについて、社会保険事務所長（当時）は、一般的に、オンライン記録上の資格記録が不完全であり、資格喪失日が確認できない場合、職権により資格喪失日の認定を行っているところ、申立人が、「平成6年に社会保険事務所の窓口で、厚生年金保険の老齢年金の再裁定手続を行った際に、

担当者とのやり取りの結果、資格喪失日が事実と異なる昭和21年5月4日になった。」と主張をしており、平成6年に申立人が社会保険事務所の窓口を訪れた際に所持していた手帳に昭和21年5月4日に一時的に帰郷したことが記載されていることを根拠にして、資格喪失日を同日であると認定したものと考えられることから、オンライン記録上の資格喪失日は、事実と異なるものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と異なる資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から相当期間が経過したと思われる今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がどこにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和22年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月1日から43年4月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から43年4月13日まで

私は、B社を退職後、家業を手伝うつもりだったが、人員が足りていたため、A社に就職した。同社に試用期間は無く、入社後すぐに被保険者証を作ってもらった記憶がある上、給料からも厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので調査して、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年5月1日から43年7月16日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年4月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、申立期間当時の同僚5人は、「勤務期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していた。」旨供述しており、当時の事業主は既に死亡していることから申立人の勤務実態に関する供述を得られないものの、同社を昭和42年8月20日に退職したとされる申立期間当時の別の同僚は、「申立人より私の方が先に同社を退職した。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、事業所名は不明であるものの、A社の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所において、昭和42年12月1日から43年6月30日までの同保険の被保険者記録が確認で

き、この記録は、申立人の申立期間直後の同社に勤務した厚生年金保険の被保険者であった期間と一部重複していることから、同記録は同社における申立人のものと考えられ、申立期間のうち、雇用保険の被保険者資格を取得した42年12月1日以降の期間は、申立人が同社で勤務していたものと推認できる。

さらに、申立期間当時の同僚は、「申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無く、一貫して運転手として勤務していた。」旨の供述をしていることから、昭和43年4月13日の前後において申立人の勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月1日から43年4月13日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の関連資料や供述を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年12月1日までの期間について、上記のとおり当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から4年3月まで

私は、平成4年3月までA市に住んでおり、大学に通っていたが、3年4月から学生でも国民年金に加入しなければならないとの通知があったので、母親がB町（現在は、C市）役場に出向いて対象期間の保険料をまとめて納付した。

納付した保険料が、平成3年4月以降の12か月分であったか、20歳到達時の元年*月までさかのぼったかどうかは記憶していないが、納付すべき保険料は、母親が間違い無く納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年4月ごろに学生であった者に対して同月から国民年金に加入しなければならないとの通知を受けたので、母親がB町役場に出向いて、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付した。」と主張しているところ、申立人の母親の記憶は曖昧^{あいまい}なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間のうち、平成元年11月から3年3月までの期間については、当該期間中、学生であった者は任意加入対象者とされており、制度上、3年4月以降の時点で、当該期間の保険料をさかのぼって納付する取扱いはされていないことから、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間については、申立人の住所がA市D区にあったことが確認できることから、3年4月時点では、申立人の母親が居住していたB町役場において申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することは制度上不可能であり、ほかに別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

申立期間は、専門学校に通いながらA町（現在は、B市）のC院で勤務していた時期であるが、その間は同院の院長が、私についても家族と同様であるので、院長の世帯が加入しているD国民健康保険組合と一緒に加入するように勧めてくれたことから、同組合に加入させてもらった。同時に国民年金についても加入手続及び保険料納付手続を院長が済ませてくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて、同年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付できない期間である上、現在確認できる国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付手続を、申立期間当時勤務していたC院の院長が、D国民健康保険組合の加入手続と一緒に行ってくれた。」と主張しているが、国民健康保険組合と国民年金との間に、資格得喪や保険料納付に係る制度上の関連は無い上、E町（現在は、F市）の住民であった申立人の国民年金に関する手続を、市町村が異なるA町に所在する同院が行うことは考え難い。

さらに、C院関係者は、「申立期間中に申立人が当院で勤務しながら、専門学校の夜間学部に通っていたことは間違い無いが、当院で勤務していた者の国民年金に関する手続を、当院が本人に代わって行ったことは無い。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人及びC院院長が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月、同年5月及び16年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月及び同年5月
② 平成16年9月から同年11月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間が未納であるとの回答を受けたが納得できない。

失業中であつたり、非正規雇用であつたりしたため安定した収入が得られず、定期的に保険料の納付ができない時期があつたが、将来に不安を残したくなかつたので、勤務していた事業所を退職すればすぐに国民年金の加入手続をし、納期に遅れてでも保険料を納付した。

申立期間について具体的な納付時期などは覚えていないが、収入があれば生活に余裕がなくても、A社会保険事務局B事務所(当時)へ出向き保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、平成12年4月15日(適用年月日)に国民年金加入対象者であつた者に対する未加入期間国年適用勧奨に係る勧奨一覧が同年12月21日に作成され、C町に送付されていることが確認できるものの、当該申立期間の後に国民年金第1号被保険者資格を取得した13年6月1日からの同被保険者期間についても、同年8月23日に第1号・第3号被保険者取得勧奨に係る勧奨一覧が作成されC町に送付されており、この勧奨一覧においても、申立期間の始期である12年4月15日の適用に係る取得勧奨の記載があることから、申立期間①について、申立人は13年8月23日の勧奨一覧作成時点まで国民年金第1号被保険者資格の取得手続を行っておらず、この時点以降に申立期間についてもさかのぼって同被保険者資格を取得したものと考えられ、国民年金保険料を現年度納付した形

跡はうかがえない。

また、上記の資格取得手続をした時点では、申立期間①について、過年度納付をすることは可能であるが、申立人は、当該期間に係る、納付時期及び納付金額等の記憶は曖昧であるとともに、当該申立期間の後の平成13年6月から9月までの保険料が、同年10月1日に申立人の預金口座から引き落とされているものの、過年度保険料については、口座振替による納付はできないことなど、申立期間①の保険料を過年度納付した形跡はうかがえない。

- 2 申立期間②について、申立人の預金口座の取引履歴によると、申立期間②の保険料は、残高不足により口座振替ができなかったことが確認でき、B年金事務所に保管されている平成16年9月から18年12月までの領収済通知書の控えの中に申立人の申立期間に係る領収済通知書の控えは見当たらない。

また、申立期間②の保険料納付について、オンライン記録によると、社会保険事務所職員の戸別訪問や電話など、3度にわたり納付督促を受けており、平成17年6月には納付約束をし、納付書が発行されたものの、同年12月に電話による督促を受けていることから、当該時点までは保険料を納付していなかったものと考えられ、この時に、「預金口座から引き落とししてほしい。」旨の返答をしている記載があるが、過年度保険料については、口座振替による納付はできない。

さらに、申立期間②の後の平成18年5月から同年11月までの国民年金保険料についても、残高不足により口座振替ができず、19年3月に特別催告状が送付され、同月中に集合徴収により納付したことが確認できるが、この時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できない。

- 3 1、2の記述に加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から27年11月1日まで

私は、申立期間を通してA社（現在は、B社）に勤務しており、同社の仕事は危険を伴うことが多かったため、社会保険や失業保険には加入していたと思われるので、同社における年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び申立期間当時、申立人と業務内容が同じであった同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時、A社で勤務していたことがうかがえる。

また、申立人は、「他の同僚とは異なり、事務職として採用されたが、採用後まもなく、現場勤務を希望した。」と主張しているところ、申立人の業務内容は、臨時工として勤務していた他の同僚と同様である上、申立人を記憶している同僚は、「申立期間当時、申立人と同じ臨時工であった。現場で正規職員だったのは、監督級の人だけだった。」と供述していることから判断すると、申立人も臨時工として勤務していたと推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「私は、臨時工として申立人と一緒に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録は無く、昭和30年代になってから厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間から数年後の昭和33年4月1日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格取得者数を見ると、同社が同保険の適用事業所に該当した昭和23年7月1日から33年3月31日までの期間の被保険者資格取得者は延べ553人であるのに対し、同年4月1日付けで331人が一斉に被保険者資

格を取得していることが確認できるところ、同日に被保険者資格を取得している同僚は、「臨時工として勤務した期間のうち、33年3月31日以前の期間は年金に加入していない。」と供述し、26年7月1日に同保険の被保険者資格を取得している同僚は、「臨時工の期間が2か月あり、その期間は年金に加入していないが、正規職員となってからの期間に係る年金記録がある。」と供述している。

これらを併せて判断すると、A社においては、理由は不明であるが、昭和33年4月1日から臨時工についても厚生年金保険に加入させる取扱いになっているものの、申立期間当時、正社員と臨時工の厚生年金保険の取扱いに差異があったことがうかがえる。

さらに、B社の現在の総務担当者は、「申立期間当時の資料は残っていないため、当時のことは分からない。」と供述していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いに関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 486 (事案 320 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年3月1日まで

A地方第三者委員会事務室より、平成21年9月9日付けで「年金記録に係る確認申立てについて(通知)」により、私の申立てが認められないとの通知を受けたものの、結論に納得できないので、再度、詳細な調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、B社の本社から提出された従業員名簿台帳及び同社C支社D支店の同僚の供述から、申立人が、申立期間において同社C支社D支店に勤務していたことは認められるものの、申立人は、昭和36年1月10日に同社E支社F支店に一般販売員(同支社と委任契約書を締結、委任契約販売員)として入社し、その後、41年3月に同社C支社G営業所において内勤になるまで引き続き一般販売員として勤務していたことが推認できること、同社C支社D支店では、内勤に登用されるまで厚生年金保険に加入できなかったとする申立人と同じ一般販売員であった同僚の供述、及び一般販売員はすべての社会保険の適用は無かったとする同社本社の管理部長と元社員の供述に加えて、申立人の雇用保険の記録によると、取得日が41年3月1日、離職日は55年8月31日であり、内勤として登用された記録と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことの大きな要因として、「昭和40年の正月ごろ、長女が大やけどを負い、病院で治療を受けた際に、健康保険被保険者証を使用した。」と主張しているが、各保険者における関連資料は保存年限を経過していることから、申立人が、

申立期間当時に入社していた公的医療保険制度を特定することはできない。

また、申立人は、申立期間当時に、一般販売員としてB社C支社D支店に在籍していた複数の同僚の氏名を挙げているものの、当該同僚のうち6人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

さらに、申立人は、B社E支社F支店の入社当時の写真、結婚式の記念写真、婚姻届及び出生証明書を新たな資料として提出しているが、これらは当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 25 日から 31 年 3 月まで
② 昭和 37 年 6 月から 40 年 7 月まで
③ 昭和 41 年 6 月から 42 年 6 月まで

申立期間①については、A社の厚生年金保険の加入記録は昭和 29 年 10 月 12 日から 30 年 10 月 25 日までの 12 か月となっているが、私は同社に住み込みで 2 年ぐらい勤務していた。また、申立期間②、③に係る厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間②については、B区にあったC社に住み込みで勤務し、申立期間③については、D区にあったE社に勤務しており、近くのアパートから通勤していた。いずれの勤務先においても、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間当時、A社の従業員は4、5人いたが、覚えているのはFという名前の先輩だけであり、同先輩は私の退社時にはいなかった。」と主張しているところ、当該同僚は、「申立人は私の後輩で、自動車修理の見習い工員として同社に勤務していたことは記憶にあるが、申立人が申立期間当時、在籍していたかどうか、あるいは、申立人が私の退職時にいたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたか否かを確認することができない。

また、A社は昭和 60 年 9 月に解散しており、申立期間①当時の事業主及びその後継者も既に死亡しているほか、申立期間当時の同僚についても、上記同僚以外は既に死亡、あるいは、連絡先不明のため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除に関する供述が得られない。

申立期間②について、申立人は、「申立期間当時、B区にあったC社に住

み込みで勤務し、従業員は私と社長の二人だけだった。また、給与は同区Gにあった同族会社のH事業所から支給されていたと思う。」と主張しているが、H事業所は、「当社はC社とは無関係である。」と回答していることから、C社とH事業所との関連性は確認できない上、オンライン記録及び事業所番号等索引簿では、C社及びH事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、C社の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記簿は見当たらず、雇用保険の記録についても申立人の同社に係る被保険者記録は確認できないほか、申立人は、申立期間②当時の同社の代表取締役社長の氏名を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する供述が得られない。

申立期間③について、申立人は、「申立期間当時、D区にあったE社に勤務しており、同社の近くのアパートから通勤していた。」と主張しているが、オンライン記録及び事業所番号等索引簿では、同社について厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、E社の所在地を管轄する法務局において同社の商業登記簿は見当たらず、雇用保険の記録についても申立人の同社に係る被保険者記録は確認できないほか、申立人は、申立期間③当時の同社の代表取締役社長及び同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社B事業所（現在は、C社）に勤務し、同社の独身寮である「D寮」に入っていたが、同社に係る厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B事業所で勤務していたと主張しているところ、同社における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できず、C社人事部は、「申立期間における申立人の在籍記録は無く、申立期間当時、D寮は存在していたが、当時の入寮者名簿は残っておらず、申立人の入寮の有無は確認できない。」旨、A社B事業所が加入していたE健康保険組合は、「申立人の申立期間における健康保険の加入記録は無い。」旨回答している。

また、A社B事業所において申立期間ころに資格を取得している者のうち供述を得られた7人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間当時の申立人の同社での勤務実態に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。